福井県建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱

（目的）

第１条 この要綱は、県における建設工事等の発注事務に関し、事業者等から職員に対する不当な働きかけがあった場合の対応に必要な事項および職員の綱紀保持に必要な事項を定め、情報の共有化等により組織としての適切な対応を徹底するとともに、発注事務の公正性および透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１） この要綱において、「建設工事等」とは 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に規定する建設工事、建設コンサルタント業務、建築関係コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、一般調査業務、道路清掃業務、除雪業務、道路・河川等土木施設の維持管理業務および行政パトロール業務をいう。

（２） この要綱において、「発注事務」とは、 資格審査、仕様書および設計書の作成、予定価格の作成、入札および契約方法の選択、契約の相手方の決定、契約の締結、監督、検査および支払いならびに契約履行状況の確認および評価等、発注全般に係る事務をいう。

（３） この要綱において「入札参加資格業者」とは、建設工事等競争入札参加資格のある事業者（役員、使用人、代理人その他これに準ずるものを含む。）をいう。

（４） この要綱において「事業者等」とは、次の者をいう。

ア 入札参加資格業者

イ 地方公共団体の議会の議員

ウ 福井県職員であった者

エ その他建設工事等の発注に何らかの利害関係を有する者

（５） この要綱において「職員」とは、知事部局・教育委員会および警察本部に属する職員をいう。

（６） この要綱において「発注事務担当職員」とは、発注事務を担当するすべての職員（決裁者、決裁において経由する者を含む。）をいう。

（７）　この要綱において「不当な働きかけ等」とは、建設工事等の個別の契約に係る発注事務に関し、公正な職務の執行を損なうおそれのある要求行為であって、次の各号に掲げるものをいう。

ア　事業者等の競争入札への参加または不参加に関する要求行為

イ　事業者等の受注または非受注に関する要求行為

ウ　非公開または公開前における、予定価格、低入札価格調査制度の調査基準価格、失格基準価格、最低制限価格または総合評価における評価点（これらを推測できる金額、数値等を含む。以下「公開前の予定価格等」という。）に関する情報漏洩要求行為

エ　入札参加者および見積徴収者についての公表前における情報漏洩要求行為

オ　前各号に掲げるもののほか、事業者等への便宜、利益もしくは不利益の誘導または談合につながるおそれのある要求行為

（８）　この要綱において「要求行為」とは、陳情、要請、要望、意見等の名称および口頭（電話を含む。）、電子メール等の形態を問わず前項の内容を含む意思表示をいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

ア　入札公告等に基づく設計図書に関する質問

イ　業界団体等各種団体の意思決定に基づき作成された、発注事務全般に関する意見書、要望書等の提出

ウ　公表もしくは公開された資料の請求または事実の照会もしくは確認

エ　法令等により認められた権利の行使

（９）　この要綱において「工事発注事務主管課」とは、各部局において建設工事等の発注事務を統括する課をいう。

（１０）　第７項の「公正な職務の執行を損なうおそれのある要求行為」には、当該発注事務担当職員に公正な職務の執行を損なう行為をさせるために指示等をすることを、当該職員以外の職員に要求する行為を含むものとする。

（報告）

第３条 事業者等から不当な働きかけ等に該当すると思料される要求行為を受けた職員は、その内容を職員が所属する福井県財務規則（昭和３９年４月１日福井県規則第１１号）第２条に定義される本庁の課室長または出先機関の長（以下「所属長」という。）に報告するものとする。

（記録）

第４条 前条において、不当な働きかけ等に該当すると思料される要求行為の報告を受けた所属長は、不当な働きかけに該当するか否かを判断し、該当する場合は、職員に対し記録票（様式第１号）を作成することを指示する。

（記録票の取扱い）

第５条 所属長は、記録票を作成した場合は、部局の長（以下「部局長」という。）および工事発注事務主管課長に報告（提出）するものとする。

２ 所属長は、その写しを速やかに人事主管課長および土木管理課長に報告するものとする。なお、警察本部については、警察本部会計課を経由して土木管理課長に報告するものとする。

３ 作成した記録票は、所属において保管するものとする。

４ 記録票について、福井県情報公開条例（平成１２年福井県条例第４号）の規定に基づく開示請求があったときは、所属長が対応するものとする。

（公表）

第６条 土木管理課長は、各年度に不当な働きかけ等の件数をホームページで公表するものとする。

（事業者等による不当な働きかけへの対応）

第７条 職員は、勤務時間内外問わず不当な働きかけ等（不当な働きかけを思料する要求行為を含む。）に対して応じてはならない。

２ 入札参加資格業者から不当な働きかけ等があった場合、知事は、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づき、指名停止措置の可否を判断するものとする。

３ 職員は、不当な働きかけ等に該当すると思料される要求を行う事業者等に対し、当該要求が不当な働きかけ等に該当すると判断された場合は、記録票を作成し、当該記録票が福井県情報公開条例（平成１２年福井県条例第４号）の規定に基づく内容等の公表の対象となること、ならびに当該事業者等が入札参加資格業者である場合には、指名停止措置の可否を判断することとなることを説明する。

（発注事務に関する秘密の保持）

第８条 発注事務担当職員は、公開前の予定価格等その他の発注事務に関する秘密を保持しなければならない。

２ 発注事務担当職員は、自ら担当する発注事務の秘密を業務上知り得る立場にある職員以外の者に教示してはならない。

３ 発注事務担当職員は、発注事務の秘密に関する書類等の保管を厳格に取り扱うとともに、当該書類等を庁外に持ち出し、送付し（電磁的方法によるものを含む。）、その他これらに類することを行ってはならない。ただし、やむを得ない理由があるものとして、所属長の承諾を得た場合は、この限りではない。

（事業者等への適切な対応）

第９条 発注事務担当職員は、事業者等と接する時は、公平かつ適正に行い、一部の事業者等を有利または不利に取り扱ってはならない。

２ 発注事務担当職員は、事業者等との応接にあたっては、原則として周囲から状況確認が可能な打ち合わせスペース等において、複数人で対応するものとする。

３ 発注事務担当職員は、やむを得ず一人かつ個室で対応する場合は、会話の内容が周囲の職員に聞こえるようドアを開ける等、県民の疑惑を招くおそれのないよう配慮しなければならない。

（執務環境の整備）

第１０条 所属長は、発注事務を行う執務室について、原則として事業者等の自由な出入りを制限するとともに、掲示等によりその旨を周知するものとする。

２ 所属長は、発注事務担当職員が事業者等と応接するために、周囲から状況確認が可能な打ち合わせスペース等を確保するものとする。

（職員のコンプライアンス）

第１１条 発注事務担当職員は、関係法令および「福井県職員倫理規則（令和元年福井県規則第４０号）」（ただし、教育委員会においては、「福井県教育委員会職員倫理規則」（令和元年福井県教育委員会規則第５号）、警察本部においては、「福井県警察職員職務

倫理及び服務に関する規程」（平成１２年福井県警察本部訓令第１号））を遵守しなければならない。

２　所属長は、発注事務担当職員に対し、発注事務に係る関係法令の遵守および綱紀保持に関する意識の高揚を図るため、必要な研修、講習等の充実に努めなければならない。

附則

この要綱は、令和８年１月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

コンプライアンス要綱第３条から第７条における報告フロー

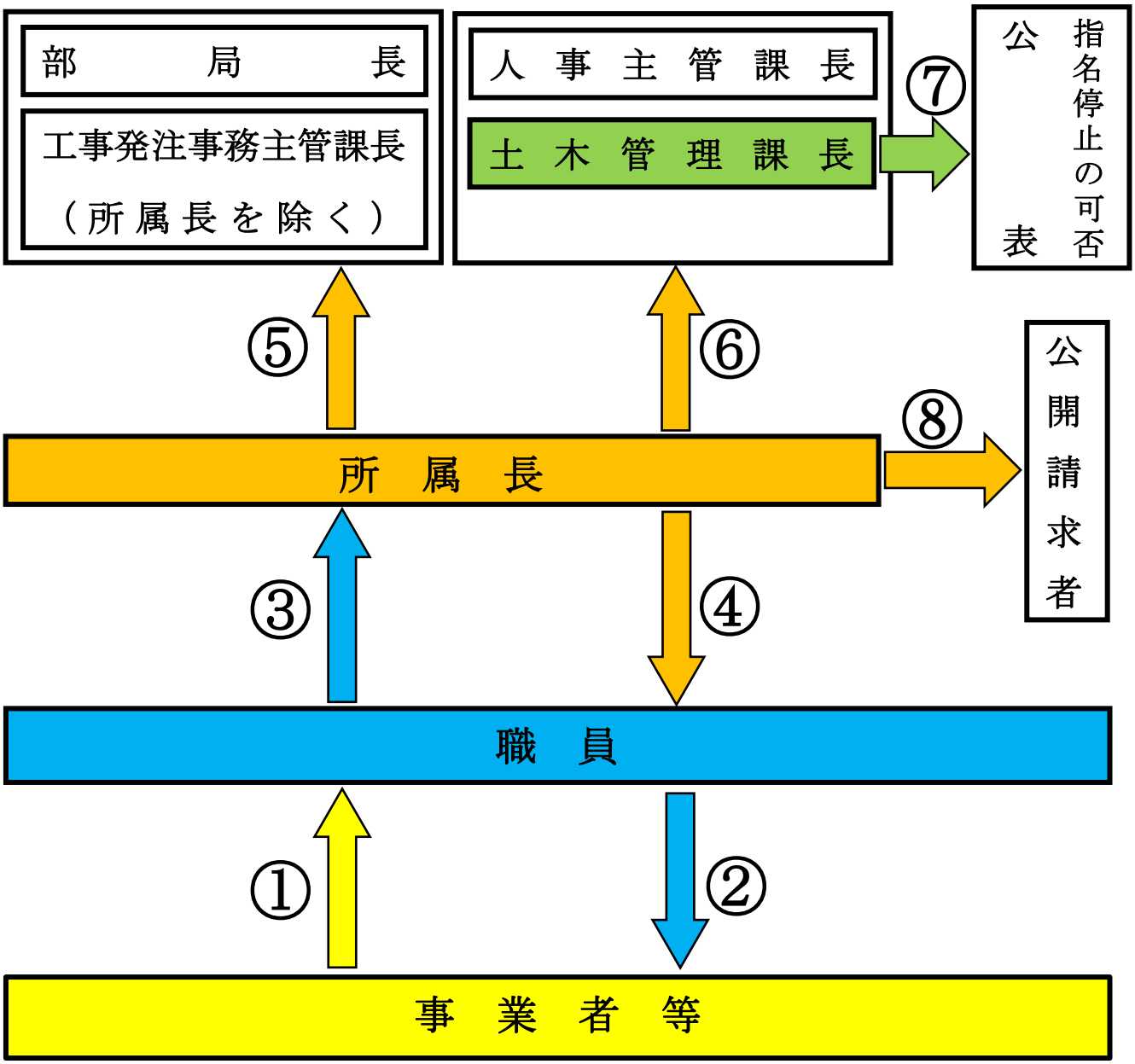

【注釈】

①不当な働きかけ等（該当すると思料される行為を含む。）（第２条（７））

②不当な働きかけに該当した場合の対応を説明（第７条第３項）

③報告（第３条第１項）

④不当な働きかけ等に該当するか否かを判断し、該当する場合は、記録票の作成を指示（第４条）

⑤記録票の報告（提出）（第５条第１項）

⑥記録票の報告（提出）（第５条第２項）

⑦公表（第６条）および指名停止の可否（第７条第２項）

⑧情報公開請求への対応（第５条第４項）

※不当な働きかけ等を受けた職員が「所属長」の場合は、③、④を省く。

※不当な働きかけ等を受けた職員が「部局長」の場合は、③、④、⑤を省く。

※警察本部においては、警察本部会計課の指示に従う。

様式第１号（第３条関係）

令和　　年　　月　　日

記　録　票

記録者（所属）　　（職名）　　（氏名）　　

対応日時			令和　　年　　月　　日
対応方法			
対応場所			
相手方		団体名	
		所在地等	
		役職等	
		氏名	
		電話番号	
		その他	
対応職員		役職	
		氏名	
働きかけ等	対象工事	発注機関	
		工事主管課	
		工事名	
		工期	
		予定価格	
		公告日	
		入札日	
		開札日	
	内容		
対応状況			
備考			

標記の件について、上記のとおり報告します。

報告日　　年　　月　　日

報告所属長　職・氏名